小坂町導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

1. 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小坂町の人口の推移をみると、昭和40年の15,280人以降減少の一途をたどっています。昭和50年の11,878人から平成2年の8,035人まではオイルショックによる経済不況、急激な円高や鉱量の枯渇等による度重なる鉱山の合理化等により10％以上の大幅な減少となっていますが、平成22年の6,054人以降はやや鈍化傾向を示していますが、令和5年3月1日現在は4,670人です。

年齢階層別では、年少人口（0～14歳）は昭和35年の5,100人から令和2年の354人と4,746人（93.1％）の減少となっています。生産年齢人口（15～64歳）は昭和35年の9,750人から昭和40年の9,836人と若干の増を示したものの、それ以降は減少を続け、昭和60年の6,698人から令和2年の2,288人と4,410人（65.8％）の減となっています。このうち若年者人口（15～29歳）は生産年齢人口に比例して減少を続け、平成2年の1,046人をピークに緩やかになったものの、平成17年度では721人となり、さらには令和2年では441人となり38.8％と減少率が大きくなっています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は昭和40年の914人以降、増加で推移し、平成12年には2千人を超え、令和2年には2,145人となり高齢化率が45.9％に達し超高齢化社会に突入しています。

令和2年国勢調査の産業別人口は2,206人で、第一次産業が167人で7.6％、第二次産業が696人で31.7％、第三次産業が1,338人で60.7％といった就業人口比率となっていて、本町の基幹産業が第三次産業へ移り変わってきています。

第一次産業は昭和35年の1,713人以降減少が続き、令和2年には167人となり、この期間中、就業者は8分の1まで激減しました。米価の低迷、資材費等の高騰、農業従事者の高齢化や後継者不在により、今後も農業離れが進行することが懸念されています。

第二次産業は鉱業、建設業に支えられてきて、昭和40年には鉱業の就業人口比率が33.4％と3分の1を占めていましたが、昭和60年代の急激な円高や鉱量の枯渇等による合理化等で採掘を終了し、鉱業から製錬という製造業への転換したことにより、令和2年には二次産業の中の製造業が67.8％を占めるという状況となっています。また、企業誘致を図り雇用の創出に取り組んでいるが、近年の長引く景気低迷の影響を受けて、特に建設業の就業者数の減が顕著となっています。

第三次産業の就業人口は増減を繰り返しながら、やや減少してきています。就業人口比率をみると昭和35年は24.5％であったものが、令和2年には60.7％と就業人口の過半数を超えていて、特に第三次産業の中のサービス業905人と第三次産業中67.6％を占めています。本町は国立公園十和田湖などの豊かな自然や小坂鉱山が残した近代化産業遺産の観光資源に恵まれ、今後、滞留型観光の推進によって、この分野でのさらなる雇用の創出が見込まれます。

本町の就業構造の特徴の一つとして、令和2年国勢調査において夜間人口4,780人に対し5,305人と昼夜間人口比率が110.98％と多く、県内の中でも2番目の高さとなっていて、町外からの就業者が多くなっています。

小坂町の工業は、非鉄金属製造業が主であり、小坂町の経済を牽引しています。

　　　これは、「小坂鉱山」が昭和60年代の急激な円高や鉱量の枯渇等により、鉱業から製錬といった製造業へ転換されたことが要因であり、現在では、古くから培ってきた鉱業技術を活用した環境リサイクル産業として、また「秋田県北部エコタウン計画」でのリサイクル製錬拠点として、鉱業関連基盤を活用した金属リサイクル産業が展開されています。

　　　この結果、令和2年工業統計において、製造業における市町村の製造品出荷額等では秋田県内で10番目ですが、事業所一社当たりの製造品出荷額等は1番の301,592万円となっています。

　　　また、事業所一社当たりに従業員数は78人で、井川町の92人に次いで秋田県下2番目、従業員一人当たりの現金給与総額では、井川町、にかほ市に次いで3番目の428万円と、高い水準を表しています。

　　　ただしこれらは、非鉄金属製造業が牽引しているものであり、その他の情報通信機器や電子部品、金属製品、プラスチック製造などにおいては、大半が中小企業であり長期的な景気の低迷により、雇用力等の低下が懸念されます。

　　　小坂町の経済の発展と雇用の創出を図るためには、小坂町の特徴である資源循環型社会の構築へ向けた環境リサイクル産業のさらなる発展を支えるとともに、他の産業の経営基盤を支えるためにも、産業基盤整備や経営基盤の強化に対する支援が必要です。

　　　また、今後日本海沿岸東北自動車道が整備されることにより、高速交通体系が日本海側から東北縦貫自動車道に接続されることで、新たな物流が生まれる可能性があることから、物流基盤の仕組み及び基盤整備も必要と考えられます。

鉱山の製錬技術から転換された環境リサイクル産業については、ゼロエミッションに向けた「秋田県北部エコタウン計画」におけるリサイクル製錬拠点として、また、日本や世界をリードするような資源循環型産業の構築を図るとともに、地域内経済の牽引産業としての発展や雇用の拡大を図るためにも、産業基盤の整備や、工業力・技術力向上に向けた国・県等の制度を活用した支援を行います。

秋田県金属鉱業研修技術センターの機能強化を図り、環境リサイクル産業の技術開発や地域産業との連携を図り、小坂町の産業技術の高度化を促進します。

さらに、産業技術とともに受け継がれてきた近代化産業遺産群を活用した産業観光を推進します。

他の製造業等については、経営体質の経営基盤の強化、新規分野への進出等を促進するため、各種融資制度による効果的な支援を行うとともに、施設・設備の近代化や合理化、生産技術の向上と競争力の強化を図るための国・県等の支援に関する情報や、制度を活用した支援を行います。

また、小坂町産業振興会等の産業団体の活動を活発化し、町外への小坂町の技術力の発信や異業種連携によって、新規分野への進出、事業拡大による雇用の創出を目指します。

（２）目標

　　　中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業社の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に一新させ、労働生産性の向上を図り、少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境を乗り越え、地域経済の発展や雇用の拡大を促進することを目指します。これを実現するために、計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

（３）労働生産性に関する目標

　　　町の導入促進基本計画を策定により、中小企業者の先端設備等の導入を促し、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とします。

２　先端設備等の種類

本町の産業は、情報通信機器製造業、金属製品加工業、プラスチック製造業、リサイクル業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第17条第1項に定める先端設備等の全てとします。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　本町の産業は、大字小坂鉱山字全地域、大字小坂南部地域、三ツ森工業団地と広域に立地しています。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、町の導入促進基本計画の対象地域は、小坂町全域とします。

（２）対象業種・事業

　　本町の産業は、情報通信機器製造業、金属製品加工業、プラスチック製造業、リサイクル業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画においては全ての業種を対象とします。

　　生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入により業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場を見据えた連携等多様です。したがって、本計画においては、労働生産性が年率３％以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から２年間（令和５年４月１日から令和７年３月３１日）とします。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間または５年間とします。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

　　①　人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。

②　公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

③　市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮します。